

平成27年度 精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

10) 筑西保健所管内

平成27年7月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
結城市	交通	心身障害者(児)通院等交通費助成	○	○	×	通院等にタクシーを利用した場合、月額5,000円を上限に助成する(自動車税を減免されている方は対象外)。	社会福祉課	0296-34-0438
結城市	交通	精神障害者社会復帰施設通所等助成	○	○	○	精神障害者地域活動支援センターに月8日以上通所している方を対象に、月額3,000円を助成する。	社会福祉課	0296-34-0438
結城市	助成	精神障害者保健福祉手帳交付診断書料助成	○	○	○	手帳の新規申請者で診断書作成時に支払った費用のうち2,500円を上限に助成する(市民税非課税世帯の方のみ)。	社会福祉課	0296-34-0438
筑西市	助成	筑西市障害者手帳等診断書料助成事業	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳交付申請のために医療機関から診断書の交付を受けた方に、3,000円を助成する。	障がい福祉課	0296-24-2111
筑西市	交通	筑西市心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	○	×	×	市内の医療機関への通院に際して利用したタクシー代を補助する。 限度額:5,000円まで…全額, 5,001円~14,999円…5,000円+超過分の1/2, 15,000円以上…10,000円。 自動車税の減免を受けていない者に限る。	障がい福祉課	0296-24-2111
筑西市	減免	あけの元気館 障害者割引	○	○	○	施設の使用料金を割引する。 大人700円→300円, 子供300円→無料。 別途回数券(11枚綴り)もあり。	あけの元気館	0296-52-7111
桜川市	交通	桜川市心身障害者福祉タクシー利用料金助成	○	×	×	医療機関や機能回復訓練への参加の往復に要するタクシー代の一部を助成する。 1回の乗車につき、タクシー料金の2分の1相当額(ただし1回の助成額は1,000円を限度)を助成する。 利用券を年間48枚(1回につき12枚)交付する。 自動車税または軽自動車税の減免を受けていない者に限る。	社会福祉課	0296-75-3126

※手帳等級(1級~3級)の○印は該当するもの、×印は該当しないものを示します。

※サービスの詳細は、上記の問い合わせ窓口へ直接お願いいたします。